

第27回福岡県職員倫理審査会 議事録（要旨）

1 日時

令和7年7月10日（木）14時00分～15時30分

2 場所

福岡県庁4階南棟 教育委員会会議室

3 出席者

小原 清信委員（会長）、樋口 佳恵委員、大慈彌 祐子委員

4 会議の内容

（1）開会

（2）事務局挨拶（総務部次長）

平成14年4月の「職員倫理条例」施行以来、委員の皆様から貴重なご意見を賜りながら、全庁を挙げて職員の倫理保持に関する取組を進めてきた。

しかしながら、昨年度は、性的非行事案や窃盗事案等による6件の懲戒処分を行った。また、今年度も、飲酒運転を行った職員2名に対して懲戒処分を行ったところである。

知事部局においては、改めて、職員に対し、綱紀粛正を行ったところであり、再発防止に取り組んでまいる。

また、職員がワークライフバランスを実現し、職務に前向きに取り組むことができるよう、時間外勤務の縮減や長期連続休暇の取得促進など様々な働き方改革の取組を進め、県民の信頼に全力で応えてまいる。

本日は、本県が進める職員の倫理保持に関する取組について、委員の皆様から忌憚のないご意見を頂き、本県の取組がさらに効果的なものとなるよう努めてまいりたいと考えている。

（3）議事

職員の倫理保持に関する取組について

- ・事務局から、職員の倫理保持に関する取組について説明を行った。（資料別紙）
- ・主な質疑、意見は以下のとおり。

（委員）

知事部局の公益通報について、原則、顕名で通報することとなっていると思うが、匿名で通報があった際は、匿名性が守られた形で対応しているのか。また、公益通報の調査時間はどのくらいか。

（事務局）

匿名で通報があった際は、通報者の意向に沿い、匿名性を守り、対応している。

また、通報が顕名であっても、調査においては公益通報であることを踏まえ、通報者が特定されないようにしている。

調査には迅速に着手しているが、調査時間は案件により異なり、1月程度の案件もあれば、半年程度の時間を要する案件もある。

(委員)

県警本部については、公益通報の窓口とは別の通報窓口を監察官室に置いているとのことだが、監察官室の通報窓口の実績はいかがか。

(事務局)

監察官室の通報窓口には令和6年度中、部内から49件、部外から15件を受け付けており、一定の効果があると考えている。

(委員)

資料にはないが、教職員による児童等に対する盗撮行為等が全国的に話題になっている。取組について動きはあるか。

一昨年以降、教職員によるわいせつ事案が増加している。引き続き、しっかり研修等で周知徹底してほしい。

(事務局)

デジタル化により、新しい事案が増えてきている印象がある。

盗撮行為はわいせつ行為のひとつであり、盗撮行為に特化した取組ということではないが、教育に携わる者として、児童生徒に対するわいせつ行為は絶対に許されないという強い決意を持って様々な取組を実施しているところ。

引き続き、研修等で周知徹底していく。

(委員)

教職員等に対するカスタマーハラスメントの状況はどうか。

(事務局)

学校現場においては、保護者とのやり取りが多く、カスタマーハラスメントの線引きは難しい。

教育委員会におけるカスタマーハラスメントの相談実績は、令和6年度は15件あり、一般の利用者が多い図書館等で多い印象がある。引き続き、しっかりと対応していく。

(委員)

知事部局において、パワーハラスメントを処理する仕組みはあるか。

(事務局)

職員からの相談窓口は複数設けている。

人事課、総務事務厚生課及び人事委員会事務局給与公平課の相談窓口へのパワーハラスメントの相談実績は、令和6年度は計17件。

なお、相談者の意向を確認した上で事実関係を確認しており、パワーハラスメントに該当する行為が判明した際は、是正するよう指導を行っている。